

平成28年10月23日

株式会社 山陰合同銀行

鳥取県中部を震源とする地震災害に対する当行の対応について

このたびの地震災害により被災された皆様方に心よりお見舞い申し上げます。

山陰合同銀行（頭取 石丸 文男）では、このたびの鳥取県中部を震源とする地震災害により被災された皆様を支援するため、下記のとおり対応いたします。

当行は役職員一同、被害に遭われたお客様のお役に立てるよう、能動的かつ迅速にご対応できるよう努めてまいります。どうぞ最寄りのごぎんの営業店窓口になんとか相談ください。

記

1. ご預金等のお取り扱いについて

ご預金の通帳・証書・印鑑等をなくされた方は、ご本人確認のうえお支払いいたしますので、なんとかご相談ください。定期預金等の期限前払い戻しにつきましても、ご事情によりご相談に応じます。

2. 相談窓口について

このたびの地震災害により、金融取引についてお困りの方々のため、当行本支店に相談窓口を設置いたしますので、なんとかご相談ください。

営業時間以降の15時から17時の間も、各店舗にあるインターフォン等によりお呼び出しいただければご対応させていただきます。

電話でのお問い合わせは各お取引店もしくは、以下の専用フリーダイヤルへご連絡ください。

【フリーダイヤル：0120-315-180】

（1）個人向け「リフォームローン 1000」の災害復旧対応金利について

被災された個人のお客様向けに、通常適用金利よりも引下げた災害復旧対応金利で「リフォームローン 1000」の取り扱いを行います。罹災証明書などの被災を証明する書類の提出は不要です。

「リフォームローン 1000」は、住宅のリフォーム・修繕およびこれに伴う家具・家電・家財の購入等、一切の住宅諸費用にご利用いただけます。

詳しくは、（別紙1）をご覧ください。

（2）事業者向け「災害対策資金」について

被災された事業者の皆様向けに、特別金利による「災害対策資金」をご用意しております。罹災証明書などの被災を証明する書類の提出は不要です。

詳しくは、（別紙2）をご覧ください。

(3)「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」への対応について

同ガイドラインの利用にかかるご相談について適切に対応してまいります。

震災の影響によって、住宅ローンや事業性ローン等のお借入のご返済についてお困りの方に対しては、今後の生活や事業の再建のお役に立てるようご相談を承ります。

3. 災害義援金のお振込にかかる手数料について

このたびの地震災害にかかる各種団体等への災害義援金の振込手数料を当行宛、他行宛にかかわらず全て無料でお取り扱いいたします。

詳しくは（別紙3）をご覧ください。

以 上

(別紙1)

個人向け「リフォームローン1000」の概要

- ご利用いただける方
当行の営業区域内に居住または勤務先を有する個人で次の各要件を満たす方
 - ・ 満20歳以上で完済時年齢が満75歳未満の方
 - ・ 安定継続した収入のある方
 - ・ 保証会社の保証が受けられる方
 - ・ その他当行の審査基準に適合する方
- お使いみち
このたびの災害による住宅被害のリフォーム資金
(リフォームに伴う家具・家電・家財の購入等、一切の住宅諸費用にご利用いただけます。)
- 融資金額
1,000万円以内(単位:1万円)
- 融資期間
15年以内(単位:6ヶ月)
- 融資利率(災害復旧対応利率:平成28年10月24日現在)
年1.2%(変動金利・含む保証料)
- 返済方法
元利均等毎月返済(ボーナス返済併用可)
- 担保
不要
- 保証人
原則不要
- 保証会社
山陰信販(株)、(株)オリエントコーポレーション
- 受付期間
平成28年10月24日～平成29年3月31日
- その他
店頭に説明書をご用意しております。返済額は店頭にて試算いたします。
詳しくはお近くのごうぎん窓口までご相談ください。

(別紙2)

事業者向け「災害対策資金」の概要

- 融資対象者
 - ・ このたびの災害により、事業用設備、製品・商品など所有資産に直接被害を受けた事業者
 - ・ このたびの災害により、売上減少、回収遅延など間接的に損害を受けられた事業者
- 融資金額
5,000 万円以内（運転資金 3,000 万円以内）
- 資金使途
設備資金、運転資金
- 融資期間
設備資金：10 年以内（据置1 年以内）
運転資金： 5 年以内（ 〃 ）
- 返済方法
 - ・ 元金均等毎月返済
 - ・ 期日一括返済（期間1 年以内）
- 利率（平成 28 年 10 月 24 日現在）

1 年以内（固定金利）	: 年 1. 0 %
1 年超 5 年以内（変動金利）	: 年 1. 2 %
5 年超 10 年以内（変動金利）	: 年 1. 5 %
- 担保
個別にご相談承ります
- 保証
原則第三者保証は不要
法人：代表者
個人：原則不要
※ なお信用保証協会保証付（普通保証・セーフティネット保証）で取り扱う場合は、信用保証協会と個別協議が必要となります。
- 受付期間
平成 28 年 10 月 24 日～平成 29 年 3 月 31 日

(別紙3)

災害義援金のお振込にかかる手数料のお取扱い

鳥取県中部を震源とする地震にかかる各種団体等への災害義援金の振込手数料を当行宛、他行宛にかかわらず、全て無料でお取り扱いさせていただきます。

1. お取扱開始日

平成28年10月24日(月)以降にお振込の災害義援金を対象とします。

2. 対象のお振込

窓口だけでなく、ATM・インターネット・モバイルバンキングサービスによるお振込も対象となります。

なお、窓口以外によるお振込の場合、システムの都合上、一旦規定の手数料をいただきますが、以下のとおりお申し出いただければ、手数料をお返しいたします。

(1) 窓口でお振込のお客様

お振込される際に災害義援金であることをお申し出ください。

(2) ATMでお振込のお客様

お振込後、「ご利用明細」をご持参のうえ、窓口にお申し出ください。

(3) インターネット・モバイルバンキングサービスでお振込のお客様

お振込後、「振込日」「振込先」「振込金額」をお控えになり、窓口にお申し出ください。

以 上